

被爆地域に係る関係条文

○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

(平成六年十二月十六日法律第百十七号)

(被爆者)

第1条 この法律において「被爆者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいう。

- 一 原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内に在った者

○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令

(平成七年二月十七日政令第二十六号)

(被爆者の範囲)

第1条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(以下「法」という。)第1条第1号の政令で定める区域は、広島市又は長崎市に原子爆弾が投下された当時の別表第1に掲げる区域とする。

別表第1(第1条関係)

- 1 広島県安佐郡祇園町
- 2 広島県安芸郡戸坂村のうち、狐爪木
- 3 広島県安芸郡中山村のうち、中、落久保、北平原、西平原及び寄田
- 4 広島県安芸郡府中町のうち、茂陰北
- 5 長崎県西彼杵郡福田村のうち、大浦郷、小浦郷、本村郷、小江郷及び小江原郷
- 6 長崎県西彼杵郡長与村のうち、高田郷及び吉無田郷

健康診断特例区域に係る関係条文

○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

(平成6年12月16日法律第117号)

附 則

(健康診断の特例)

第17条 原子爆弾が投下された際第1条第1号に規定する区域に隣接する政令で定める区域内に在った者又はその当時その者の胎児であった者は、当分の間、第7条の規定の適用については、被爆者とみなす。

○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令

(平成7年2月17日政令第26号)

附 則

(法附則第17条の政令で定める区域)

第2条 法附則第17条の政令で定める区域は、同条に規定する者に対し行う厚生労働省令で定める健康診断の区分に応じ、広島市又は長崎市に原子爆弾が投下された当時の別表第3又は別表第4に掲げる区域(同表に掲げる区域にあっては、原子爆弾が投下された際の爆心地から12キロメートルの区域内に限る。)とする。

別表第3

- 1 広島県山県郡安野村のうち、島木及び段原
 - 2 広島県佐伯郡水内村のうち、津伏、小原、井手ヶ原、矢流、草谷、古持、森、下井谷、門出口、木藤及び恵下
 - 3 広島県佐伯郡河内村のうち、魚切、中郷、下城、上小深川及び下小深川
 - 4 広島県佐伯郡石内村
 - 5 広島県佐伯郡八幡村のうち、利松、口和田及び高井
 - 6 広島県安佐郡久地村のうち、宇賀、高山、本郷下、本郷中、三国、魚切、本郷上、小野原中、名原、小野原上、境原及び幸ノ神
 - 7 広島県安佐郡日浦村のうち、毛木二
 - 8 広島県安佐郡戸山村
 - 9 広島県安佐郡安村のうち、長楽寺及び高取
 - 10 広島県安佐郡伴村
- (11 以下及び別表第四 長崎のみであり、省略)

○原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律等の施行について
(昭和49年7月22日衛発第402号)
(各都道府県知事・広島・長崎市市長あて厚生省公衆衛生局長通達)

2 健康診断の特例措置

(2) 健康診断の事後措置

健康診断の結果に基づいて行う事後措置(健康上の指導)は、健康診断の効果に直接影響を与えるものであるので、受診者の健康診断受診者証にその検査の要旨を記入するとともに懇切な指導を行うようにされたいこと。

また、健康診断の結果、次に掲げる障害があると診断された者については、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(以下「原爆医療法」という。)第2条第3号に該当する者として、被爆者健康手帳の交付を受けることができるものであるので、その旨教示されたいこと。

1 造血機能障害、2 肝臓機能障害、3 細胞増殖機能障害、4 内分泌腺機能障害、5 脳血管障害、6 循環器機能障害、7 腎臓機能障害、8 水晶体混濁による視機能障害、9 呼吸器機能障害、10 運動器機能障害

※ 現在は、11 潰瘍による消化器機能障害が追加。